

大田区諮問第 112 号答申

1 審査会の結論

大田区長（以下「実施機関」という。）が令和 4 年 9 月 26 日付け 4 福福発第〇〇号及び同年 11 月 8 日付け 4 福障発第〇〇号によって行った自己情報開示等決定（以下「本件処分等」という。本件処分等は、後述する「本件処分 1」、「本件処分 2」及び「本件処分 3」からなる。）は、相当である。

2 請求対象情報

- (1) 令和 4 年 9 月 26 日に実施機関が 4 福福発第〇〇号で行った自己情報開示決定（以下「本件処分 1」という。）の対象文書。具体的には、審査請求人による自己情報開示等請求に対して実施機関が同年 6 月 10 日付け 4 福福発第〇〇号自己情報部分開示決定において開示した文書の中で、なお開示が不足している文書であり、居宅介護事業所〇〇〇〇（以下「〇〇事業所」という。）が作成する、審査請求人に係る〇〇〇年 9 月分から〇〇〇年 10 月分までの「利用料金明細書」（介護給付費・訓練等給付費等明細書（確認リスト））のことを指す（ただし、本件処分 1 の対象文書として介護給付費・訓練等給付費等明細書（確認リスト）で十分といえるかについては、審査請求人と実施機関との間で争いがある。）。
- (2) 令和 4 年 11 月 8 日に実施機関が 4 福障発第〇〇号で行った自己情報部分開示決定（以下「本件処分 2」という。）の対象文書。具体的には、以下の①、②及び③を指す。
- ① 東京都国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）から大田区福祉部障害福祉課（以下「障害福祉課」という。）に対して送られてきた、審査請求人について〇〇事業所が有する居宅介護報酬実績請求明細に関する記録の全て及び居宅介護報酬実績請求について突合を行った際の資料。具体的には、過誤申立書、明細書（介護給付費等）及び提供実績記録票のことを指す（以下まとめて「文書 1」という。ただし、本件処分 2 ①の対象文書として文書 1 で十分といえるかについては、審査請求人と実施機関との間で争いがある。）。
- ② 令和 4 年 8 月 16 日に大田区福祉部指導監査担当課長、大田区福祉部障害福

社サービス推進担当課長及び大田区福祉部〇〇地域福祉課長が連名で発した 4 福福発第〇〇号（以下「4 福福発第〇〇号」という。）について、その発出の根拠を詳細に裏付ける資料のうち、審査請求人が令和 4 年〇月〇日付で行った障害者虐待の申立て（以下「本件虐待申立て」という。）を受けて実施機関が調査及び事実確認を行った内容を記載した文書であって、大田区障害者虐待受付票、課内会議録及び調査依頼文のことを指す（以下まとめて「文書 2」という。）。

- ③ 4 福福発第〇〇号の発出の根拠を詳細に裏付ける資料のうち、実施機関が本件虐待申立てを受けて「コア会議」（関係機関からの情報、事実確認調査における帳票調査及び事業所職員に対する聴き取り調査に基づき、実施機関が虐待認定の有無を判断する対応方針決定会議のこと。）を開催して国の虐待防止マニュアルに照らし合わせて検討した結果、「虐待の事実は確認できない」と判断するに至った資料（コア会議録）（以下「文書 3」という。）。

- (3) 令和 4 年 11 月 8 日に実施機関が 4 福障発第〇〇号で行った自己情報非開示決定（以下「本件処分 3」という。）の対象文書。具体的には、以下の④、⑤及び⑥を指す。

- ④ 4 福福発第〇〇号の発出の根拠を詳細に裏付ける資料のうち、実施機関が本件虐待申立てを受けて調査及び事実確認を行った内容を記載した文書であって、〇〇事業所の事業所職員に対する聴き取り調査について記載した文書（事業所職員に対する聴き取り調査票）（以下「文書 4」という。）。

- ⑤ 4 福福発第〇〇号の発出の根拠を詳細に裏付ける資料のうち、②、③及び④以外の文書（以下「文書 5」という。）。

- ⑥ 審査請求人が令和 4 年 8 月〇日に大田区福祉部長と面談し、再度調査を願った事案のうち、障害福祉課が警察と連携・相談した内容及び虐待認定の判断を専門家に相談した内容全てを記載した文書（以下「文書 6」という。）。

3 審査の経過

令和 5 年 4 月 10 日 諮問を受け、実施機関から説明を聴取し、審査した。

6 月 29 日 審査した。

8 月 8 日 審査した。

4 審査請求の理由及び実施機関の弁明に対する反論

(1) 本件処分 1 について

大田区福祉部福祉管理課（以下「福祉管理課」という。）（法人指導担当）に再々にわたり申立てをしていた「利用料金明細書」として介護給付費・訓練等給付費等明細書（確認リスト）は開示されたが、担当係長は「介護給付費・訓練等給付費等明細書」には「1つの事業者加算請求がされていて、他の加算は付いていない」と述べていたところ、実際は「他の加算も付いていた」。

令和3年4月から9月までの期間、厚生労働省が新型コロナ期間の事業者加算を利用者に対して事業所責任者が利用者宅まで訪問して加算内容について説明した上で加算が成立するはずであるが、「事業所から説明も受けていない」。

福祉管理課（法人指導担当）は、本件事案をどのように認識しているのか疑問である。

介護給付費・訓練等給付費等明細書の開示と合わせて「法定代理受領書」も開示すべきではないか。開示がないのはおかしい。実施機関は、「本件請求において、当該文書の開示を求める記載はなく、請求の内容から読み取ることにはできない」としているが、個人情報保護・情報公開制度の趣旨に基づく主張である。

処分庁が保持している情報がどのようなものか審査請求人にはわかりかねることから、開示対象文書の特定はできないのが当たり前である。

開示を求めた「法定代理受領書」は福祉管理課（法人指導担当）が事業所の記入間違いの年月日を記入しており指導したと聞いているが、「間違いの部分が実現したなら、事業所か法人指導担当かどちらかが」審査請求人に開示すべきであるのに「いまだ開示がない」。

審査請求人は関係する文書の全てを求めているのであるから、「当該文書の請求を読み取ることができない」という主張は、言い訳で、本件に当然含まれるべきものであるから開示すべきである。開示しないのは公務員職務規定違反である。

(2) 本件処分 2 について

ア 文書 1 について

審査請求人が開示請求書において「事業所が国法連請求現本は（居宅介護サービス提供実績票）」と記載して請求したにもかかわらず、実施機関は請求の事実を隠した。開示されたのは「明細書（介護給付費等）」のみであり、審査請求人が開示を願っている「国保連データを照合（突合）する「事業所が国保連請求現本（居宅介護サービス提供実績票）」を開示しないのはおかしい。

障害福祉課（認定・給付担当）は、国保連データを照合（突合）した上で、国保連に対して、事業所が国保連に提出した居宅介護報酬実績請求明細詳細は照合（突合）で間違いがないと虚偽の報告をしていたのではないかと疑った。

イ 文書 2 及び文書 3 について

障害福祉課（認定・給付担当）から本件虐待申立てへの対応について一部開示を受けたが、ほぼ黒刷りでこれが「一部開示」ではない。令和 4 年 9 月 14 日に自己情報開示等請求書を提出して約 2 か月も待ち大田区は都合が悪くなると大田区個人情報保護条例を引き合いに出し、審査請求人が精神的に辛い思いをしたのかわかってはいない。福祉管理課（法人指導担当）及び障害福祉課（認定・給付担当）は審査請求人を馬鹿にしていると認識した。

ウ 本件処分 2 全般について

審査請求人が申立てした内容について、「障害福祉課：〇〇地域福祉課：職員氏名以外は黒塗りばかりで」、「これは非開示と同じではないかと思うことで争う」。

(3) 本件処分 3 について

ア 文書 4 及び文書 5 について

審査請求人が申立てした内容について、「障害福祉課：〇〇地域福祉課：職員氏名以外は黒塗りばかりで」、「これは非開示と同じではないかと思うことで争う」。

実施機関は、「他の部分を開示したとしても、請求の趣旨から判断して、請求者が目的を達成できない」と主張するが、目的を達成しているかどうかは審査請求人が判断するところであり、実施機関が勝手に審査請求人の内心を読み取ることは越権である。

イ 文書 6 について

実施機関は開示について「応じられません」と決定しているが、審査請求

人本人（個人）が「被害」を受けており開示すべきである。

存否応答拒否とした実施機関の判断は、審査請求人を欺いた卑怯なものである。審査請求人としては納得できず争う。

5 実施機関の弁明の要旨

(1) 本件処分 1 について

本件処分 1 によって審査請求人が開示請求を行った文書は全て開示されており、文書が全部開示されている以上、審査請求人の主張には理由がない。

審査請求人は、開示文書の記載内容について不服があると主張しているが、内容の不服については審査請求の対象外である。

また、審査請求人は、「法定代理受領（通知）書」も開示すべきと主張しているが、審査請求人が令和 4 年 9 月 14 日付けで行った自己情報開示等請求（以下「本件請求」という。）では当該文書の開示を求める記載はなく、請求の内容から当該文書の開示を求めていることは読み取れない。

(2) 本件処分 2 について

ア 文書 1 について

本件処分 2 ①の対象文書は、「居宅介護報酬実績請求明細に関する記録の全て及び国保連から送られてきた〇〇事業所の居宅介護報酬実績請求明細の照合（突合）を行った資料」であるところ、実施機関は国保連明細書等として「過誤申立書」、「明細書（介護給付費等）」、「提供実績記録票」（文書 1）を開示しており、実施機関が保有している情報はこれらが全てである。

なお、非開示とした部分は、過誤申立書の【担当者名】であるところ、担当者名は審査請求人の自己情報以外の情報となり、第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるため、大田区個人情報保護条例（平成 10 年条例第 66 号。以下「条例」という。）第 18 条の 2 第 2 項第 4 号に基づいて非開示としたものである。

なお、審査請求人は、本件請求において「事業所が国法連請求現本は（居宅介護サービス提供実績記録票）」と記載したにもかかわらず、国保連から障害福祉課に送られてきた「明細書（介護給付費等）」のみ開示されるのはおかしいと主張するが、居宅介護サービス提供実績記録票原本は通常事業所で保管す

るものであり、処分庁に提出されない文書である。

イ 文書 2 について

本件処分 2 ②の対象文書は、本件虐待申立てを受けて、実施機関が調査・事実確認を行った内容に関する申立人の自己情報であって、「大田区障害者虐待受付票」、「課内会議録」及び「調査依頼文」（文書 2）を部分開示としたものである。

まず、大田区障害者虐待受付票について非開示とした部分は、【障害内容】、【虐待の分類】、【被虐待者の状況】及び【受付者所見】である。当該部分には、本人から聴き取った内容や実施機関が既に取得している個人情報や踏まえた上で評価を加えた内容が記載されており、これが「個人の評価」に該当するため、開示することにより本人の利益を損ない、又は当該評価に係る実施機関の適正な事務の執行に著しい支障を生じるおそれがあることから、いずれも条例第 18 条の 2 第 2 項第 2 号に該当すると判断した。なお、【虐待の内容、部位、程度】については、審査請求人による申出の内容であり、「個人の評価」にはあたらないと判断したため開示したものである。

次に、課内会議録について非開示とした部分は、【その他の協議内容】である。その他の協議内容には、大田区障害者虐待受付票の情報、関係機関等から提供された情報を基に、虐待通報への対応について実施機関が判断した内容や事実確認調査にかかわる内容が記載されており、これを開示することにより実施機関の適正な事務の執行を妨げるおそれがあることから、条例第 18 条の 2 第 2 項第 3 号に該当するものと判断し、非開示としたものである。

そして、調査依頼文について非開示とした部分は、【聴き取り調査対象者】及び【帳票調査の内容】である。事業者への虐待に係る事実確認調査を行う場合には、実施機関から調査依頼文を送付しているところ、当該依頼文には、調査対象者及び帳票調査の内容が列記されており、それらは実施機関が虐待認定をする際の根拠資料となる。事実確認調査に際し、どのような人を対象とするか、あるいはどのような帳票を調査するかは、実施機関の調査手法にあたるものであり、これを開示することにより実施機関の適正な事務の執行を妨げるおそれがあるため、条例第 18 条の 2 第 2 項第 3 号に該当するものと判断し、【聴き取り調査対象者】及び【帳票調査の内容】を非開示とした。

また、【聴き取り調査対象者】を開示することにより、第三者の権利利益を

不当に侵害するおそれがあることから、条例第 18 条の 2 第 2 項第 4 号に該当するものと判断し、これを非開示とした。

ウ 文書 3 について

実施機関が国の虐待防止マニュアルに照らし合わせて検討した結果、「虐待の事実は確認できない」と判断するに至った資料の対象文書は「コア会議録」(文書 3) であり、実施機関はこれを部分開示としている。具体的に非開示とした部分は、【事実確認状況による評価】、【協議結果】及び【会議記録】である。

当該箇所には、実施機関が調査を踏まえて個人に対して評価を加えた部分が含まれているため、これらを開示することにより、実施機関の適正な事務の執行に著しい支障を生じるおそれがあるため、条例第 18 条の 2 第 2 項第 2 号に該当するものと判断して、非開示とした。

また、【協議結果】及び【会議記録】には個人の特定につながる情報が記録されているため、これらを開示することにより第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるとして、条例第 18 条の 2 第 2 項第 4 号にも該当すると判断し、非開示とした。

(3) 本件処分 3 について

ア 文書 4 について

本件虐待申立てを受けて、実施機関が調査・事実確認を行った内容に関する申立人の自己情報のうち、実施機関は、「事業所職員に対する聴き取り調査票」(文書 4) と「その他の 4 福福発第〇〇号の詳細裏付け資料」(文書 5) を非開示としている。

まず、事業所職員に対する聴き取り調査票については、非開示対象となる部分は、【調査項目】、【聴き取り内容】、【開催概要】及び【対象の職員の特定につながる情報】である。

第一に、【調査項目】については、その内容には審査請求人の評価にあたる項目も含まれており、これらを開示することによって、実施機関の適正な事務の執行に著しい支障を生じるおそれがあるため、条例第 18 条の 2 第 2 項第 2 号に該当すると判断した。

第二に、【調査項目】、【聴き取り内容】及び【開催概要】については、実施

機関の調査手法に係る内容であり、開示することにより、実施機関の適正な事務の執行を妨げるおそれがあるため、条例第 18 条の 2 第 2 項第 3 号に該当すると判断した。

第三に、【対象の職員の特定につながる情報】については、開示することにより、その発言内容などから個人の特定がなされるおそれがあり、第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるため、条例第 18 条の 2 第 2 項第 4 号に該当すると判断した。

なお、条例第 18 条の 2 第 3 項では、開示の請求に係る自己情報の中に、開示しないこととする保有個人情報（以下「非開示情報」という。）が含まれている場合において、当該情報を容易に、かつ、開示の請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、当該情報を除いてその他の部分を開示しなければならない旨を規定している。しかし、事業所職員に対する聴き取り調査票については、上記のとおり【調査項目】、【聴き取り内容】、【開催概要】及び【対象の職員の特定につながる情報】が条例第 18 条の 2 第 2 項第 2 号、第 3 号及び第 4 号に該当する非開示情報となり、当該情報を非開示とした場合、その他の部分を開示したとしても、請求の趣旨が損なわれると判断したため、事業所職員に対する聴き取り調査票の全部について開示しないものとした。

イ 文書 5 について

その他の 4 福福発第〇〇号の詳細裏付け資料（文書 5）については、帳票名や資料の種類を明かすことで、虐待通報を受けた際の調査手法を明かすことになるため、実施機関としては、具体的な帳票名や資料の種類を明かさずに非開示としたものである。それらは実施機関が虐待認定をする際の根拠資料であって、実施機関の調査手法にあたり、これを開示することにより実施機関の適正な事務の執行を妨げるおそれがあるため、条例第 18 条の 2 第 2 項第 3 号に該当すると判断した。

ウ 文書 6 について

審査請求人が令和 4 年 8 月〇日に大田区福祉部長と面談し、再度調査を願った事案のうち、「障害福祉課が、警察と連携・相談した内容」及び「虐待認定の判断を専門家に相談した内容全て」（以上、文書 6）については、実施機関は、当該自己情報の存否を明らかにしないで当該請求を拒否した（存否応答拒否）。

まず、審査請求人の主張には、「令和 4 年 8 月〇日大田区福祉部長と面談し、再調査を願った事案」と記載されているが、実施機関が虐待通報を受けた際の対応において、第三者からの申出により調査手法を変更したり再調査を行うようなことはなく、全て実施機関自身の判断で行っているものである。

存否応答拒否の適用にあたっては、当該請求に係る情報が条例第 18 条の 2 第 2 項各号に定める非開示情報に該当することが前提である。この点、「障害福祉課が、警察と連携・相談した内容」及び「虐待認定の判断を専門家に相談した内容全て」については、これらについて記載された文書が仮に存在するとしても、条例第 18 条の 2 第 2 項第 3 号に規定された「取締り、調査、交渉、照会、争訟等に関するもので、開示することにより実施機関の適正な事務の執行を妨げるおそれがあると認められるもの」である以上、非開示情報に該当する。

次に、本件請求に対して条例第 18 条の 3 を適用することの適否についてみるに、実施機関としては、審査請求人が開示を求める上記の自己情報については、当該情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなりうると考えたため、その存否を明らかにしないで当該請求を拒否したものである。

(4) 結論

以上のとおり、本件処分等は適法かつ正当であるから、本件処分等に対する審査請求は棄却されるべきである。

6 審査会の判断

(1) 本件処分 1 の対象文書について

当審査会において確認したところ、本件処分 1 について審査請求人が開示請求を行った文書は全て開示されていることが確かめられた。本件処分 1 に係る文書は全部開示されている以上、審査請求人の主張は理由がない。

なお、審査請求人は、開示文書の記載内容について不服があると主張しているが、自己情報開示請求は対象文書の開示を求める手続にすぎず、その記載内容の不服については審査請求の対象外である。

また、審査請求人は、「法定代理受領（通知）書」も開示すべきと主張してい

るが、本件請求の内容からは、「法定代理受領（通知）書」について開示を求める趣旨を読み取ることはできないから、この主張も的を射ない。

(2) 本件処分2の対象文書について

① 文書1について

当審査会において確認したところ、国保連から障害福祉課に対して送られてきた、審査請求人について〇〇事業所が有する居宅介護報酬実績請求明細に関する記録の全て及び居宅介護報酬実績請求について突合を行った際の資料というのは、具体的には、過誤申立書、明細書（介護給付費等）及び提供実績記録票のことを指すものであって、この点に係る実施機関の文書の特定は十分であることが確かめられた。

そして、上記文書のうち非開示とされた部分は、過誤申立書に記載された【担当者名】のみであるところ、実施機関の説明によれば、担当者名は、審査請求人の自己情報以外の情報であって、第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるため、条例第 18 条の 2 第 2 項第 4 号に基づき非開示としたとのことである。当審査会において確認したところ、非開示部分には【担当者名】が記載されており、これを開示することがあれば、審査請求人以外の第三者の権利利益を不当に侵害するおそれが否めないことから、実施機関の判断に違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人は、国保連から障害福祉課に送られてきた明細書（介護給付費等）のみ開示されるのはおかしいと主張するが、居宅介護サービス提供実績記録票の原本は通常事業所で保管されているものであって、実施機関に提出されることはないから、これを実施機関が保有していないとしても不自然な点はない。

② 文書2について

文書2は、4福福発第〇〇号の発出の根拠を詳細に裏付ける資料のうち、本件虐待申立てを受けて実施機関が調査及び事実確認を行った内容を記載した文書であって、大田区障害者虐待受付票、課内会議録及び調査依頼文のことを指す。

第一に、実施機関は、上記文書のうち、大田区障害者虐待受付票に関して

は、【障害内容】、【虐待の分類】、【被虐待者の状況】及び【受付者所見】に関する記載内容について、条例第 18 条の 2 第 2 項第 2 号を根拠として非開示とした。条例第 18 条の 2 第 2 項第 2 号は、「個人の評価、診断、判定、指導、相談、推薦、選考等(以下「評価等」という。)に関するもので、開示することにより本人の利益を損ない、又は当該評価等に係る実施機関の適正な事務の執行に著しい支障を生じるおそれがあると認められるもの」に該当する自己情報については、開示しないことができる旨を規定したものである。

当審査会において確認したところ、実施機関が非開示とした部分（【障害内容】、【虐待の分類】、【被虐待者の状況】及び【受付者所見】）には、審査請求人本人から聴き取った内容のみならず、それらについて実施機関が既に取得している個人情報や踏まえた上で評価を加えた内容が記載されており、これを開示することによって、当該評価に係る実施機関の適正な事務の執行に著しい支障を生じるおそれがあることが認められる。

したがって、実施機関が大田区障害者虐待受付票の【障害内容】、【虐待の分類】、【被虐待者の状況】及び【受付者所見】に関する記載内容について条例第 18 条の 2 第 2 項第 2 号に該当することを理由として非開示と判断したことについて、違法又は不当な点は認められない。

第二に、実施機関は、上記文書のうち、課内会議録における【その他の協議内容】及び調査依頼文における【聴き取り調査対象者】と【帳票調査の内容】に関する記載内容について、条例第 18 条の 2 第 2 項第 3 号を根拠として非開示とした。同号は、「取締役、調査、交渉、照会、争訟等に関するもので、開示することにより実施機関の適正な事務の執行を妨げるおそれがあると認められるもの」に該当する自己情報については、開示しないことができる旨を規定したものである。

当審査会において確認したところ、実施機関が非開示とした部分のうち、課内会議録における【その他の協議内容】には、大田区障害者虐待受付票又は関係機関等から提供された情報を基にして、虐待通報への対応について実施機関が判断した内容や事実確認調査にかかわる内容が記載されており、開示することにより実施機関の適正な事務の執行を妨げるおそれがあることが認められた。また、調査依頼文における【聴き取り調査対象者】と【帳票調査の内容】

に関する記載は、実施機関が虐待認定をする際の根拠資料であって、どのような人を調査対象者とし、どのような帳票について調査するかといった事項を開示すれば、実施機関の適正な事務の執行を妨げるおそれがあることが認められる。

したがって、実施機関が課内会議録の【その他の協議内容】及び調査依頼文における【聴き取り調査対象者】と【帳票調査の内容】に関する記載内容について条例第 18 条の 2 第 2 項第 3 号に該当することを理由として非開示と判断したことについて、違法又は不当な点は認められない。

第三に、実施機関は、上記文書のうち、調査依頼文における【聴き取り調査対象者】に関する記載内容については、条例第 18 条の 2 第 2 項第 4 号も非開示の根拠としている。同号は、「開示することにより、第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるもの」に該当する自己情報については、開示しないことができる旨を規定したものである。

当審査会において確認したところ、調査依頼文における【聴き取り調査対象者】に関する記載を開示すれば、聴き取り調査の対象となった第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあることが認められる。

したがって、実施機関が調査依頼文における【聴き取り調査対象者】に関する記載内容について条例第 18 条の 2 第 2 項第 4 号に該当することを理由として非開示と判断したことについて、違法又は不当な点は認められない。

審査請求人は、文書 2 について、黒塗り部分（非開示部分のことを指すものと思われる。）が多いことを不服の理由としているが、実施機関による開示・非開示に関する判断は適正に行われており、その判断に違法又は不当な点は認められないことは前記のとおりである。

③ 文書 3 について

文書 3 は、4 福福発第〇〇号の発出の根拠を詳細に裏付ける資料のうち、実施機関が本件虐待申立てを受けて「コア会議」を開催して国の虐待防止マニュアルに照らし合わせて検討した結果、「虐待の事実は確認できない」と判断するに至った資料（コア会議録）のことを指す。

コア会議録は部分開示とされており、実施機関において非開示とされた部分

は、【事実確認状況による評価】、【協議結果】及び【会議記録】に関する記載内容である。まず、実施機関は、【事実確認状況による評価】、【協議結果】及び【会議記録】について、条例第 18 条の 2 第 2 項第 2 号を根拠として非開示とした。また、【協議結果】及び【会議記録】については、同項第 4 号にも該当するという判断の下で非開示とした。

当審査会において確認したところ、実施機関が非開示とした部分のうち、【事実確認状況による評価】、【協議結果】及び【会議記録】には、虐待に関する調査を踏まえた個人に関する評価を加えた内容が記載されており、これらを開示することにより、実施機関の適正な事務の執行に著しい支障を生じるおそれがあることが認められる。また、【協議結果】及び【会議記録】には、個人の特定につながる情報が記録されており、これらを開示することにより、第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあることも認められる。

したがって、実施機関がコア会議録のうち【事実確認状況による評価】、【協議結果】及び【会議記録】に関する記載内容について条例第 18 条の 2 第 2 項第 2 号及び第 4 号に該当することを理由として非開示と判断したことについて、違法又は不当な点は認められない。

審査請求人は、文書 3 について、黒塗り部分（非開示部分のことを指すものと思われる。）が多いことを不服の理由としているが、実施機関による開示・非開示に関する判断は適正に行われており、その判断に違法又は不当な点は認められないことは前記のとおりである。

(3) 本件処分 3 の対象文書について

④ 文書 4 について

文書 4 は、4 福福発第〇〇号の発出の根拠を詳細に裏付ける資料のうち、実施機関が本件虐待申立てを受けて調査及び事実確認を行った内容を記載した文書であって、〇〇事業所の事業所職員に対する聴き取り調査について記載した文書（事業所職員に対する聴き取り調査票）である。

事業所職員に対する聴き取り調査票について、実施機関は非開示と判断しているところ、その内容は、【調査項目】、【聴き取り内容】、【開催概要】及び【対象の職員の特定につながる情報】へと分類することができる。まず、実施機関は、【調査項目】については、条例第 18 条の 2 第 2 項第 2 号を根拠として

非開示とした。次に、【調査項目】、【聴き取り内容】及び【開催概要】については、条例第 18 条の 2 第 2 項第 3 号を根拠として非開示とした。さらに、【対象の職員の特定につながる情報】については、条例第 18 条の 2 第 2 項第 4 号を根拠として非開示とした。

当審査会において確認したところ、実施機関が非開示とした部分のうち、【調査項目】の内容には、審査請求人に対する評価に相当する項目が含まれることが確かめられた。したがって、これらを開示することにより、実施機関の適正な事務の執行に著しい支障を生じるおそれがあることが認められる。次に、【調査項目】、【聴き取り内容】及び【開催概要】は、実施機関の調査手法に係る内容ということができ、これらを開示することにより、実施機関の適正な事務の執行を妨げるおそれがあることが認められる。さらに、【対象の職員の特定につながる情報】については、これを開示することにより、記載された発言内容などから個人の特定へとつながり、第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあることが認められる。

なお、条例第 18 条の 2 第 3 項では、開示の請求に係る自己情報の中に、非開示情報が含まれている場合において、当該情報を容易に、かつ、開示の請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、当該情報を除いてその他の部分を開示しなければならない旨を規定している。しかし、事業所職員に対する聴き取り調査票については、上記のとおり【調査項目】、【聴き取り内容】、【開催概要】及び【対象の職員の特定につながる情報】が条例第 18 条の 2 第 2 項第 2 号、第 3 号及び第 4 号に該当する非開示情報となり、当該情報を非開示とした場合、その他の部分を開示したとしても、請求の趣旨が損なわれるものと認められる。よって、実施機関が事業所職員に対する聴き取り調査票の全部について開示しないものとしたことに違法又は不当な点は認められない。

したがって、実施機関が事業所職員に対する聴き取り調査票のうち【調査項目】、【聴き取り内容】、【開催概要】及び【対象の職員の特定につながる情報】について条例第 18 条の 2 第 2 項第 2 号、第 3 号及び第 4 号に該当することを理由として非開示と判断したことについて、違法又は不当な点は認められない。

⑤ 文書 5 について

文書 5 は、4 福福発第〇〇号の発出の根拠を詳細に裏付ける資料のうち、

文書 2、文書 3 及び文書 4 以外の文書である。

文書 5 について、実施機関は、帳票名や資料の種類を明かすことなく、条例第 18 条の 2 第 2 項第 3 号に該当することを理由に非開示とした。

当審査会において確認したところ、文書 5 に相当する文書は、実施機関が虐待認定を行う際の根拠となるべき資料であって、その調査手法が詳細に記載されていることが確かめられた。したがって、その帳票名や資料の種類を明かすだけで、実施機関の適正な事務の執行を妨げるおそれがあることが認められる。

したがって、実施機関が文書 5 について条例第 18 条の 2 第 2 項第 3 号に該当することを理由として非開示と判断したことについて、違法又は不当な点は認められない。

⑥ 文書 6 について

文書 6 は、審査請求人が令和 4 年 8 月〇日に大田区福祉部長と面談し、再度調査を願った事案のうち、障害福祉課が警察と連携・相談した内容及び虐待認定の判断を専門家に相談した内容全てを記載した文書である。

文書 6 について、実施機関は、当該情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなりうるため、条例第 18 条の 3 に基づき、その存否を明らかにしないで当該請求を拒否した（存否応答拒否）。

まず、存否応答拒否を適用するにあたっては、当該請求に係る情報が条例第 18 条の 2 第 2 項各号に定める非開示情報に該当することが前提である。これを文書 6 についてみるに、「障害福祉課が警察と連携・相談した内容」及び「虐待認定の判断を専門家に相談した内容全て」については、仮に存在するとしても、条例第 18 条の 2 第 2 項第 3 号に定める「取締り、調査、交渉、照会、争訟等に関するもので、開示することにより実施機関の適正な事務の執行を妨げるおそれがあると認められるもの」であって、非開示情報に該当することは明らかである。

次に、文書 6 に関する存否応答拒否の規定の適用の是非を考えると、当該文書については、それが存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示するのと同様の効果が生じることが認められる。

したがって、実施機関が文書 6 について条例第 18 条の 3 の規定を適用して存否応答拒否としたことについて、違法又は不当な点は認められない。

審査請求人は、文書 6 について、自身が被害を受けている以上、これを開示すべきであると主張しているが、独自の見解であって採用することはできない。

(4) その他

その他、審査請求人は種々主張を展開しているが、いずれも本件に係る判断を左右するものではない。

なお、審査請求人は当審査会における口頭意見陳述の実施を強く希望するけれども、審査請求書、弁明書、反論書、再弁明書、再反論書及び対象文書を含めた書面審理によって審査会としての判断を下すには十分な根拠が得られたので、審査会としては、口頭意見陳述を実施する必要はないと判断した。

(5) 結語

本件処分等は適法かつ正当になされたものと認められる。以上の次第であり、前記「1 審査会の結論」のとおり判断する。

大田区情報公開・個人情報保護審査会

会長 板垣 勝彦

委員 黒野 徳弥

委員 浦岡 由美子